

# 特定子ども・子育て支援施設等の実地指導について

令和5年度特定教育・保育施設等  
並びに特定子ども・子育て支援施設等集団指導

弘前市福祉部福祉総務課  
指導監査係

令和6年2月9日（金）

# 1 実地指導の実施について

## (1) 対象

幼児教育・保育の無償化に伴い、施設等利用費の支給に係る施設又は事業（以下、施設等）として、子ども・子育て支援法に基づき、市に対して確認の申請を行い、確認を受けた以下の施設等。

実際に実地指導に行くのは、支給実績があった施設等になります。

- ①幼稚園（新制度未移行）
- ②認可外保育施設（企業主導型保育事業を除く）
- ③預かり保育事業
- ④一時預かり事業
- ⑤病児保育事業
- ⑥子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

※企業主導型保育事業において④、⑤を行う場合は対象

（例）「預かり保育事業」と「一時預かり事業」で確認を受けている場合は、2事業が指導の対象となります。

# 1 実地指導の実施について

## (2) 確認とは

確認を受けることで、当該施設等を利用した「子育てのための施設等利用給付認定を受けた利用者（新1～3号）」は、対象となる料金につき、上限額の範囲内で無償となる。

- 新1号・・・新制度未移行幼稚園のみを利用する（預かり保育を利用しない）場合
- 新2・3号・・・認可外保育施設、幼稚園等の預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用する場合

# 1 実地指導の実施について

## (3) 目的

特定子ども・子育て支援施設等に対する指導監督により運営基準※が遵守されることで、市における施設等利用費の支給事務の適正性を確保することを目的としています。

※市は主に運営に関する基準について指導監査を実施し、設置に関する基準については県等が実施

## (4) 指導方針

運営基準の周知徹底、施設等利用費の支給における過誤・不正の防止を図るために実施します。

# 1 実地指導の実施について

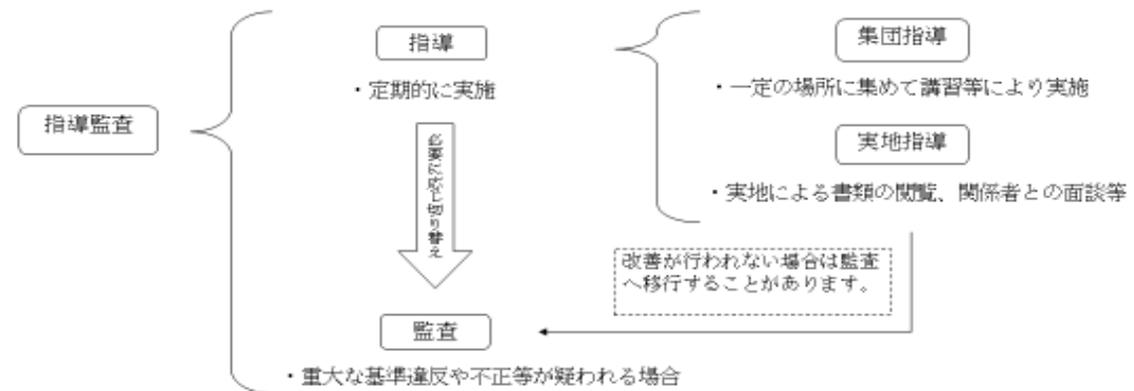
## (5) 指導形態

特定教育・保育施設等の実地指導に準じて実施します。

参考

### 1 指導監査の概要

○概要(指導監査係で実施する内容)



## 2 実施にあたっての流れと留意事項等

### (1) 実施通知

集団指導資料2のIの2(1)のとおり

### I 実地指導の実施について

参考

#### 2 実地指導の対象になったら

##### (1) 実施通知

実地指導の対象となった施設に対して、概ね1か月前までに文書により通知します。  
※場合によっては、急な予定変更をお願いする場合があります。

## 2 実施にあたっての流れと留意事項等

### (2) 当日準備するもの

自主点検表を市ホームページよりダウンロードし、指導当日までに前年度の内容で作成及び点検をしてください。以下の書類を確認しながら指導を進めますので、指導当日、会場に準備をお願いします。

① 特定子ども・子育て支援施設等自主点検表

点検結果欄に沿って記載し、写しを1部ご準備ください。なお、写しは持ち帰ります。

② 自主点検表内で確認資料として規定している書類

(業務日誌、重要事項説明書、領収証、特定子ども・子育て支援提供証明書など)

③ その他書類 ※追加で資料の準備をお願いする場合があります。

### 3 実地指導当日

関係書類等を基に、施設担当者から聞き取り及び書類の確認を実施します。

#### (1) 特定教育・保育施設等の実地指導と並行して実施する場合

特定子ども・子育て支援施設等の運営について把握している職員であれば、特定教育・保育施設等の実地指導と併せてご対応いただいております。

#### (2) 特定子ども・子育て支援施設等の実地指導のみを実施する場合

特定子ども・子育て支援施設等の運営について把握している職員の対応をお願いします。

# 4 実地指導後

集団指導資料2のIの4(2)のとおり

## I 実地指導の実施について

参考

### (2) 指摘の種類

#### ① 文書指摘

基準条例や関係法令等の違反が認められる場合であり、改善のための必要な措置を取るべき旨を文書により指導します。期限内(概ね1か月以内)に改善状況について報告が必要です。

#### ② 口頭指導

基準条例や関係法令等の軽微な違反が認められる場合であり、①の指導を行わずとも改善が見込まれる場合に自主的な改善又は是正を促し、次回の指導監査等の際に確認を行います。指摘事項に対する改善措置は必要ですが、改善状況についての報告は不要です。

※前回の実地指導で口頭指導事項となった内容を改善できていない場合は、新たに文書指摘となる可能性があります。

#### ③ 助言

基準条例や関係法令等の違反ではないものの、事業の健全な運営に資すると考えられる事項について助言を行います。努力事項であり改善義務はありません。

## 5 実地指導での確認項目及び確認書類の例

主な項目	基準	確認書類例
教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録	第54条	保育計画（日課表、週案月等の指導）保育業務誌画（日課表、週案等の指導）保育業務誌、園だより等
利用料及び特定費用の額の受領	第55条	利用申込書、利用契約書、重要事項説明書、入園のしおり等
領収証の交付	第56条第1項	領収証の控え等
特定子ども・子育て支援提供証明書の交付	第56条第2項	特定子ども・子育て支援提供証明書の控え、通知等
施設等利用費の額の通知	第57条	通知等
施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知	第58条	通知等
施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則	第59条	苦情処理簿等
秘密保持	第60条	就業規則、誓約書、同意書等
記録の整備	第61条	職員に関する記録、設備に関する記録等

## 6 令和5年度実地指導の結果について

### (1) 施設別の実施状況等

施設種別	対象施設数	実施施設数	うち特定子ども・子育て支援施設も併せて実施	文書指摘ありの施設数
認定こども園	32	11	8	0 (特定教育・保育施設等：2)
幼稚園	5	3	3	0 (特定教育・保育施設等：3)
保育所	37	15	3	0 (特定教育・保育施設等：11)
特定子ども・子育て支援のみ	15	0	—	0

## 6 令和5年度実地指導の結果について

### (2-1) 主な指摘事項の内容

#### ① 領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付

##### 問題点

一時預かりの利用料等の支払いを受けた際、保護者に対し領収証を交付しているが、所定の様式となっておらず利用料と特定費用の額とを区分して記載していない。

##### 指摘事項

領収証については、所定の様式を使用し、利用料と特定費用の額とを明確に区分して記載すること。

## 6 令和5年度実地指導の結果について

### (2-2) 注意点

#### 領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付

保護者から費用の支払いを受ける際、領収証を交付しているか。

①利用料の額と特定費用の額を区分して領収証に記載しているか。

②法定代理受領の場合、保護者から徴収する利用料の領収証は、市から支払いを受けた施設等利用費を控除して得た額を記載しているか。

特定子ども・子育て支援の提供の対価（利用料）と特定費用（日用品費、行事費、給食費、通園送迎費など）を明確に区分する必要があります。

## 6 令和5年度実地指導の結果について

### (3) その他

#### 利用料及び特定費用の額の受領

特定費用は金銭の使途、額、理由について書面で提示し、保護者へ説明を行い、同意を得ること。

#### 秘密保持

あらかじめ文書により同意を得ること。